

第2回 物価高騰対策消費喚起クーポン券事業概要

1. クーポン券の概要

- (1) 市民1人あたり2,000円(500円×4枚)の紙版クーポン券(割引券)を発行します。
- (2) クーポン券は市内の参加店舗のみで使用できます。
- (3) クーポン券の種類
全店共通券2枚：全ての参加店舗で利用できる券です。
飲食券2枚：参加店舗のうち飲食店で利用できる券です。
- (4) クーポン券の使い方
 お支払い1,000円ごとに、1枚のクーポン券の利用ができます。
※最大半額割引となります。

【クーポン券の使用可能枚数と割引額について】

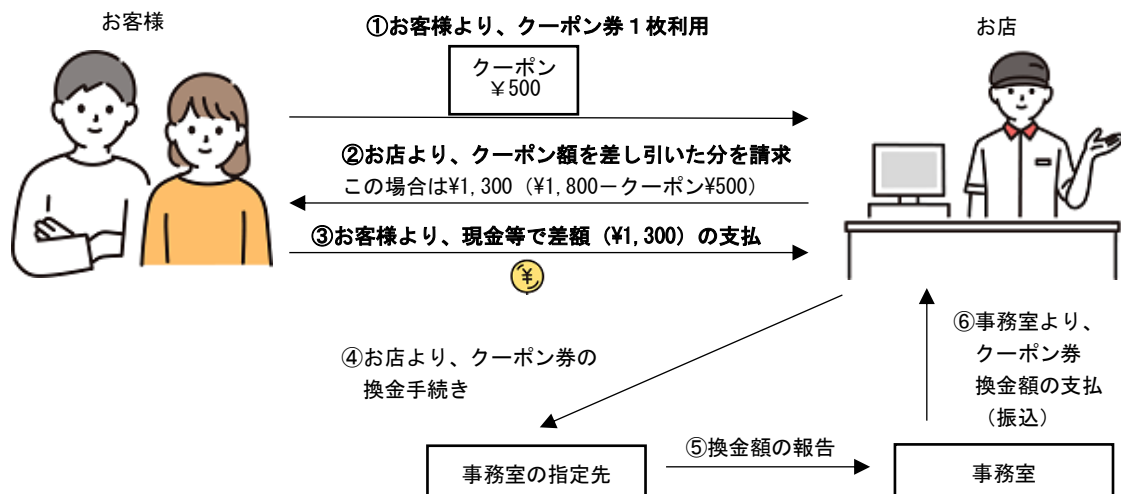
お支払い金額(税込)	ご利用可能枚数	割引額
1,000円～1,999円	1枚	500円
2,000円～2,999円	2枚	1,000円
3,000円～3,999円	3枚	1,500円
4,000円～4,999円	4枚	2,000円
5,000円～5,999円	5枚	2,500円
⋮	⋮	⋮

ご家族の分も
合わせて
利用できます。

※飲食店の場合も、全店共通券の利用ができます。

【クーポン券の使い方と精算方法】

(例) 1,800円(税込)のお買い物をした場合



- (5) 下記のものは、クーポン券の利用対象となりません。
- ・ 出資や債務の支払い（税金・振込手数料・電気・水道料金など）
 - ・ 金・プラチナ・有価証券・商品券などの換金性の高いもの
 - ・ たばこ事業法に規定する製造たばこ
 - ・ 事業活動に伴って使用する原材料
 - ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ・ その他、このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの
- (6) 他のクーポン券との併用はできません。

2. クーポン券配布対象者

市内在住者

市内全世帯へ、世帯人数分をまとめて郵送します。

3. クーポン券利用期間

令和6年春頃（※詳細が決まり次第お知らせします）

4. 参加店の範囲

(1) 全業種共通事項

- ・ 市内に施設・店舗がある中小・小規模事業者
- ・ ただし、次の①から④に該当する事業所を除くものとします。
 - ①大手チェーン店（※）、コンビニエンスストア、ドラッグストア
 - ②特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
 - ④その他、事務局が不相当と認める施設や店舗
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者は原則として対象外ですが、事業内容を聴き取りし、個別に判断いたします。

※大手チェーンの定義

（定義1）及び（定義2）の両方にあてはまるもの

（定義1）中小企業基本法に基づく定義（下記2点ともに該当するものは大企業）

- ・ 資本金の額がサービス・小売業で5000万円、卸売業で1億円、その他の業種で3億円を超えるもの
- ・ 常時使用する従業員の数が小売業で50人、サービス・卸売業で100人、その他の業種で300人を超えるもの

（定義2）事業所・店舗数について

- ・ 単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理するとともに、山形県外にも事業所、店舗を有していること

(2) 飲食店（※）について

- ・ 飲食店舗（夜間営業店舗も含む）、パン屋、仕出し店、惣菜店 を想定
- ・ 飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けていること

【対象となる許可の種類】

- ① 飲食店営業許可 — 食堂、ラーメン屋、居酒屋等の飲食店舗
- ② 喫茶店営業許可 — 喫茶店等
- ③ 菓子製造業許可 — パン屋、洋菓子店等
- ④ そうざい製造業許可 — 仕出し、そうざい販売店舗など

※③についてはパン屋、洋菓子店を想定。パン屋によっては①の飲食店営業許可を受けている店舗もあります。

※④については、仕出し、店舗内でそうざい販売している店舗を想定

※上記以外の許可による店舗については、原則として飲食店としては取扱いできません。

- ・ 申込にあたっては、食品衛生法の営業許可の種類と許可番号を記載いただきます。
- ・ 飲食券は飲食時（テイクアウト含む）のみ使用できます。

5. クーポン券の取り扱いについて

- (1) 参加店は、必ずポスターを店頭が目立つ場所に表示してください。
- (2) 参加店は、当事業の趣旨を理解し、通常の利用と同様のサービスを行ってください。
- (3) 参加店は、商品やサービスの料金からクーポン券の金額を差し引いた額を請求してください。
- (4) クーポン券を受け取った参加店は、再流通を防止するため、クーポン券裏面の「ご利用店舗名」に押印またはサインをしてください。裏面に記載のあるクーポン券は使用不可とします。

6. クーポン券の換金手続きについて（予定）

- (1) 専用の請求用紙と使用済みクーポン券を併せ、毎月15日までに事務室の指定した方法で提出してください。
- (2) 事務室は、請求があった翌月の6営業日目までに口座振込にて支払います。
- (3) 口座振込の振込手数料は実行委員会負担とします。また、クーポン券の換金手数料は不要です。

消費喚起対策事業実行委員会 事務室

〒997-0037 鶴岡市若葉町 24-25（鶴岡市職員研修会館）

TEL：0235-64-1045（直通） FAX：0235-64-0362

[対応時間：9:00～16:00（土日・祝日を除く）]

（担当課）鶴岡市商工観光部商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25